

えひめ森林公園情報発信強化業務 企画提案募集実施要領

この要領は、「えひめ森林公園情報発信強化業務」を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定める。

1 業務の目的

えひめ森林公園のホームページを製作するほか、現在運営している公式インスタグラムと連携するなど、当森林公園の情報発信を強化し、県民の関心や認知度の向上により、誘客促進を図る。

2 委託業務の内容等

(1) 業務名

えひめ森林公園情報発信強化業務

(2) 実施期間

契約締結の日から令和4年3月25日まで

(3) 業務内容

別添「えひめ森林公園情報発信強化業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(4) 委託料の上限額

1,628,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 企画提案の応募資格・条件

企画提案に参加しようとする者(以下「参加者」という。)は、以下の資格要件を全て満たす者である。

- (1) 愛媛県内に事業所(本社、支社、営業所等)を有している者であること。
- (2) 愛媛県の競争入札参加資格登録者名簿に登録されている者であること、若しくは契約締結までに登録を得る見込みのものであること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定(一般競争入札参加者の資格)のいづれにも該当しない者であること。
- (4) 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154条)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て及び会社法

(平成 17 年法律第 86 号) に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。

(7) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。

(8) 過去 5 年の間に、国または地方公共団体が発注する類似・関連事業の受託実績があること。

4 スケジュール (予定)

内容	日付	対応様式
企画提案募集開始	9 月 17 日 (金)	—
参加表明書及び質問書提出期限	9 月 24 日 (金)	様式 1, 3, 4, 5
企画提案書提出期限	10 月 22 日 (金)	様式 6, 7, 8, 9
書面審査	10 月下旬	—
審査結果通知	11 月上旬	—
契約	11 月上旬	—

5 応募書類

(1) 参加表明書の提出

提出期限 令和 3 年 9 月 24 日 (金) 午後 5 時まで (必着)

① 参加表明書 (様式 1) 正本 1 部

② 誓約書 (様式 3) 正本 1 部

③ 会社概要 1 部 (別途電子データも提出)

※様式任意、既存のパンフレット等も可。

※別途電子データも可とする。

④ 類似・関連事業の実績を確認できるもの (様式 4) 正本 1 部

※類似・関連事業の概要説明書 (様式任意)、実績を確認することができる書類 (契約書の写しなど) を別途添付すること。

※参加を取り下げの場合は、10 月 22 日 (金) までに参加辞退届 (様式 2) 正本 1 部を提出すること。

(2) 質問書について

提出期限 令和 3 年 9 月 24 日 (金) 午後 5 時まで (必着)

① 質問書 (様式 5)

- ・電子メールで提出する場合は、電子メールの件名は「プロポーザル質問」とすること。
- ・受付期間以外の質問のほか電話や口頭によるものは一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質問応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答が質問者の具

体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 企画提案書の提出

提出期限 令和3年10月22日(金)午後5時まで(必着)

- ① 企画提案書の提出書(様式6) 正本1部
- ② 企画提案書 2部(別途CD-R等で電子データも提出)
- ③ 企画提案書概要 2部(別途CD-R等で電子データも提出)
- ④ 費用見積書(様式7) 正本1部(以下の積算内訳を別途添付すること)
 - (i) HP作成・運営
 - ホームページ作成に係る経費
 - 運営に係る経費(月あたりの単価)
 - レンタルサーバーの場合はレンタルに係る経費
 - (自社サーバーの場合は不要)
- ⑤ 実施フロー(様式8) 正本1部
※別途CD-R等で電子データも提出
- ⑥ 事業の総括責任者・従事予定者一覧表(様式9) 正本1部

(4) 提出方法

持参又は郵送(※企画提案書は、書留郵便に限る。)により提出すること。電子メールでの提出は受け付けない。ただし、会社概要の電子データ、質問書は電子メールでの提出も可とする。

(5) 提出先

愛媛県 農林水産部 森林局 森林整備課 保護緑化係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
TEL: 089-912-2597 FAX: 089-912-2597
E-mail: shinrin@pref.ehime.lg.jp

(6) 公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しく

は取りやめることがある。

(7) 留意事項

- ・企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は最優秀企画提案者の選定及び企画提案書の評価・審査以外には、参加者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、実行委員会から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・企画提案内容に含まれる特許等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

6 最優秀企画提案者の選定

(1) 選定方法等

審査会を設置し、企画提案書の内容について審査・評価を行い、最優秀企画提案者を1者選定する。企画提案書の審査は、書面審査によることとし、プレゼンテーションは実施しない。

(2) 審査結果

- ・審査対象となった全ての参加者に対し、審査結果を書面で通知する。
- ・最優秀企画提案者及びその評価点等は、愛媛県農林水産部森林局森林整備課ホームページに掲載する。なお、審査結果についての意義申し立ては認めないこととする。

7 欠格事由

参加者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗の違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する事案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求を申し入れた場合
- ・本実施要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・同一参加者が2つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

8 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託契約候補者と提案内容に沿った契約内容についての協議・調整を行い、愛媛県と委託契約候補者の双方が合意に至った場合に、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の内容を一部変更する場合がある。

最優秀企画提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となったものを最優秀企画提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

9 問い合わせ先

愛媛県 農林水産部 森林局 森林整備課 保護緑化係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

T E L : 089-912-2597 F A X : 089-912-2597

E-mail : shinrin@pref.ehime.lg.jp